

## 避難施設指定の取組事例①

### ① 駅前地下広場

和歌山県

- JR和歌山駅前西口地下広場(「わかちか広場」)を国民保護法上の避難施設として指定した。
- 面積は2,940㎡であり、980人を收容可能。JR和歌山駅、駅前地下駐車場や商業施設に直結している。
- トイレ(障害者用トイレあり)、冷暖房施設、非常用電源を設備として保有しており、一時的な避難に活用できる。
- 平素は、和歌山駅やその周辺の施設の利便性の向上、立地を生かしたイベントの開催等、地域の活性化の場として活用されている。

#### Point

- ▶ 人の往来が多い市街地の中心部に所在する地下スペースは指定の意義が大きい。



### ② 地下駐車場

香川県

- 香川県内3市(高松市、丸亀市、坂出市)の計12箇所の地下駐車場を国民保護法上の避難施設として指定した。
- 弾道ミサイル攻撃による爆風等からの被害を軽減するための一時的な避難先としての使用を想定している。

#### Point

- ▶ 基本指針に列挙されている地下街や地下駅舎が存在しない地域であっても、一時的な避難先として使用可能な地下駐車場を指定することが考えられる。
- ▶ 地下駐車場は公営のものが多く、地下施設の中では同意を得るのが比較的容易であると考えられる。



高松市(321台收容)

## 避難施設指定の取組事例②

### ③ 地下通路

岡山県

- 平素は歩行者や自転車の通行の用に供されている岡山県内3市(倉敷市、笠岡市、備前市)の国道の地下にある通路を、国民保護法上の避難施設として指定した。
- 施設管理者が国土交通省(中国地方整備局)であり、指定権者(岡山県)の管理する施設ではないため、指定に当たって調整を実施した。

#### Point

- ▶ 地下通路は24時間開場されていることから、休日夜間における速やかな住民避難に活用されることが期待される。
- ▶ 複数箇所を一括して指定することが望まれる。



倉敷市

### ④ 道の駅

福井県

- 高浜町内の道の駅(「シーサイド高浜」)を国民保護法上の避難施設として指定した。
- 平素は長距離運転者の休憩所として利用されており、また、飲食・物販施設、温浴施設が併設されていることから、観光客のみならず、地域住民にも多く利用されている。
- 飲食スペースや温浴施設が備えられているほか、屋外には約150台分の駐車場スペースを備えているため、一時的・長期的な避難先として活用できる。

#### Point

- ▶ 幹線道路から近距離にある、適当な幅の道路に接しているなどの特徴を有する施設は、車両等による物資の供給や避難に適していることから、避難施設としての指定を進めることが期待される。



# 避難施設指定の取組事例③

## ⑤ 指定基準の見直し

鳥取県

- 鳥取県においては、独自に作成した「国民保護に係る避難施設指定要領」に基づき避難施設を指定している。
- 指定要領では、長期的避難を前提として、設備・面積等について県独自の基準を設けている。
- 弾道ミサイル攻撃に備え、一時的避難に使用できる施設については、基準を満たしていない場合でも指定できるよう、指定要領を見直した。

### 見直し前

- ・ トイレ及び給水施設が整備してあること
- ・ 収容規模が200人以上(屋内の場合、床面積40㎡以上) 等



### 見直し後

一時的避難に使用できる施設は、基準を満たしていない場合でも、指定が可能に。  
(=要件の緩和)

### Point

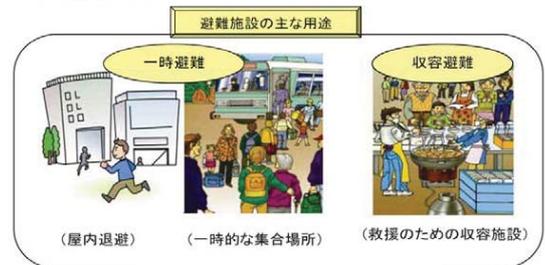
- ▶ 想定される事案ごとの必要性に応じて、一時的避難のみに使用できる施設についても、幅広く指定することが期待される。

## ⑥ 民間事業者向けの資料作成

北海道

- 北海道では、避難施設は武力攻撃事態等における避難先として使用されること、避難施設が一時的避難にも活用されること、当該施設の従業員等に対し新たに法令上の義務が課されることがないこと等を分かりやすく説明する「避難施設に関する説明資料(施設の管理者用)」を作成した。
- 指定の手續に際して必要な書類の様式例が示されている。

【 避難施設の主な用途 】



### Point

- ▶ 民間事業者が管理者である施設を国民保護法上の避難施設として指定するに当たっては、どのような事態においてどのように使用されるかを理解してもらうことにより、同意を円滑に得ることができる。

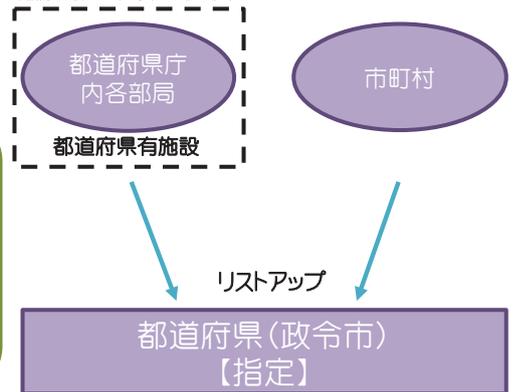
# 避難施設指定の取組事例④

## ⑦ 政令市における県有施設の指定

神奈川県

- 神奈川県には、政令市が3つ(横浜市、川崎市、相模原市)あるが、他の管内市町村に比して避難施設の指定が必ずしも進んでいないことから、政令市内の県有施設については、県が指定の同意を得る手續までは調整を実施し、指定を促進している。

政令市の場合、道府県と十分な連携が取れていないことが多い。



### Point

- ▶ 原則として避難施設の指定権者は都道府県知事だが、政令市においては大都市特例により、当該市の市長が指定することとなっているため、域内の県有施設の指定が十分に進んでいないことが多いと考えられる。
- ▶ 政令市は人口(特に昼間人口)が他地域に比して多いことから、より一層の指定の促進が期待される。

## ⑧ 国民保護共同訓練の実施と併せた検討

宮城県

- 宮城県では、国民保護共同訓練の避難先として地下施設を使用することで、施設に固有の課題を洗い出し、実事案においても避難先として活用できるかどうかを検証することとしている。

### Point

- ▶ 地下施設を避難先として使用する場合には、以下の課題があると考えられることから、訓練を通じて課題をあらかじめ認識しておくことは有効である。
- ・ 入口が狭いため、多くの住民の避難先となった場合、ドミノ倒しが発生するなど、二次災害のおそれがあること
- ・ 自然災害における避難所として活用されることが想定されていないため、避難に供することが可能なスペースが判然としていないこと 等



国民保護共同訓練(イメージ)